

二 事業用自動車の定期的な点検及び整備その他事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項
 第二十九條第二項第一号及び第二号中「二年」を「五年」に改める。
 第二十九條の三の次に次の一条を加える。
 (事業の適確な遂行)
第二十四條の四 一般貨物自動車運送事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。
 一 事業用自動車を保管することができる自動車車庫の整備及び管理に関する事項
 二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項
 三 前二号に掲げるもののほか、輸送の安全に係る事項以外の事項であつてその事業を適確に遂行するために必要なもの

2 国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が前項の基準を遵守していないと認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
 第三十二條中「廃止したときは、その日から三十日以内」を「廃止しようとするときは、その三十日前まで」に改める。
 第三十三條第二号中「第五條各号のいずれか」を「第五條第一号、第二号、第七号又は第八号」に改める。
 第三十五條第三項中「その事業の計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものである」を「第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合している」に、「第一項」を「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その事業の計画が過労運転の防止、事業用自動車の安全性その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、自動車車庫の規模その他の国土交通省令で定める事項に関し、その事業を遂行するために適切な計画を有するものであること。
- 三 その事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- 第三十五條第六項中「第二十四條の三」を「第二十四條の四」に改める。
- 第三十六條第二項中「まで、第二十三條」の下に、「第二十四條の四」を加える。
- 第三十七條第三項中「第二十四條の三」を「第二十四條の四」に改める。
- 第六十三條の次に次の一条を加える。
 (荷主の責務)

第六十三條の二 荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。
 第六十四條第一項中「一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。))を「貨物自動車運送事業者」に改め、「第三十五條第六項」の下に「及び第三十六條第二項」を加え、「一般貨物自動車運送事業者等」を「貨物自動車運送事業者が」に、「一般貨物自動車運送事業者等に」を「貨物自動車運送事業者に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
 第七十六條第一号中「第二十五條第四項」を「第二十四條の四第二項(第三十五條第六項、第三十六條第二項及び第三十七條第三項において準用する場合を含む。、第二十五條第四項)」に改め、同条第七号の次に次の一号を加える。
 七の二 第三十二條(第三十五條第六項において準用する場合を含む。の)の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をして、事業を休止し、又は廃止した者
 第七十九條第六号中「第三十二條(第三十五條第六項において準用する場合を含む。))」を削る。

附則第一条の次に次の一条を加える。
 (違反原因行為への対処)
第一条の二 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為(以下この条において「違反原因行為」という。)を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
 3 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。

4 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に對し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第六十四條第一項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

5 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
 6 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第二項から第四項までの規定の実施については、国土交通大臣に協力するものとする。

7 国土交通大臣は、第二項から第四項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二條第九項に規定する不正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に對し、その事実を通知するものとする。

第二条 貨物自動車運送事業法の一部を次のように改正する。
 附則第一条の二の次に次の一条を加える。
 (標準的な運賃)

第一条の三 平成三十六年三月三十一日までの間、国土交通大臣は、事業用自動車の運転者の労働条件を改善するとともに、一般貨物自動車運送事業の健全な運営を確保し、及びその担う貨物流通の機能の維持向上を図るため、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準として、標準的な運賃を定めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による標準的な運賃を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による標準的な運賃の設定については、運輸審議会に諮らなければならない。

附則
 (施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(許可等の申請に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの法律による改正前の貨物自動車運送事業法第三條若しくは第三十五條第一項の許可の申請又は同法第九條第一項(同法第三十五條第六項において準用する場合を含む。、第十條第一項、第三十條第一項若しくは第二項若しくは第三十一條第一項の認可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は認可をすることがどうかの処分がなされていないもの)についてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十八条第四項（同法第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四十条第一項若しくは第五条第一項、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六十一条第九項若しくは同法第六十二条第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六十一条第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、この法律による改正後の貨物自動車運送事業法（次条において「新法」という。）第五条又は第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置）

第三条 新法第三十二条（新法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後にその事業を休止し、又は廃止する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者について適用し、同日前にその事業を休止し、又は廃止した一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（調整規定）

第六条 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に關する法律（平成三十年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法第四百九十九条第六号中「第五条第三号」とあるのは、「第五条第七号」とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一

食品表示法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十七号

食品表示法の一部を改正する法律

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「措置」を「措置等」に、「第十条」を「第十条の二」に改める。

第三章の章名中「措置」を「措置等」に改める。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

（食品の回収の届出等）

第十条の二 食品関連事業者等は、第六条第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき（同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。第二十一条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。内閣総理大臣 安倍 晋三

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十八号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「いう」の下に、「第三十条第三項及び第四項において同じ」を加える。

第六条中「第三十二条」を「第三十条第二項」に改める。

第三十条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 臍帯血供給事業者の委託により行う場合

二 臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用いる臍帯血について行う場合

三 移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者又はその親族が用いるために採取される移植に用いる臍帯血について行う場合（臍帯血供給事業を行う場合を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

3 何人も、業として、人の臍帯血（採取の後調製されたものを含む）第二号及び次項において同じ。）（前項の規定によりその引渡しを禁止される場合における移植に用いる臍帯血（当該移植に用いる臍帯血であることをその者が知らないものを除く。）を除く。）を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 臍帯血供給事業者（その委託を受けた者を含む）が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合

二 人の臍帯血を採取される者の委託により当該人の臍帯血を当該者又はその親族が用いるために引き渡す場合

三 前二号に掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

4 何人も、業として、前項の規定により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならない。

第三十一条中「前条」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。